

法科大学院評価基準要綱（案）に対する意見対応表（案）

	評価基準要綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応 （案）	法科大学院評価基準要綱（案）の変更箇所
第2章	解釈指針2－1－3－2（2） ○ 改訂の必要はないと考える。当初の方針によれば、この点はいくまでも望ましいとするにとどめる方がよい。改訂理由に述べられた「各法科大学院の実務を重視する」点を強調するときは、法科大学院側の実状が変われば必修要件か否かもそのつど変えることにせざるを得なくなり、基準としての安定性に欠けるのではないかという点が危惧される。 （大学基準協会）	対応案：修正は行わない。	
第3章	基準3－2－1（3） ○ 「効果を……上げる」ではなく「効果を……挙げる」がよいのではないか。「上げる」とすると、より高くすることを意味するように理解することも可能だからである。 （国立大学）	対応案：修正は行わない。	
	解釈指針3－2－1－6 ○ 改訂の必要に関して、「集中講義を実施する場合」に「その授業」と「それ以外の授業」とにどのような影響が及ぶかを区別することには意義があると考ええる。それゆえ、「その授業の実施に際して」と挿入する改訂案には賛成する。これに対して「事前事後の」という語句を挿入する必要はないと考える。「授業時間外」という表記からは「事前」も「事後」も当然に含まれており、屋上屋を架する表現ではないか。この部分については改訂の必要性はないのではないか。 （大学基準協会）	対応案：修正は行わない。	
第6章	解釈指針6－2－1－2 ○ 「係る状態」ではなく「そのような状態」あるいは「当該状態」がよいのではないか。「係る」は「〇〇に係る」というように一定の相手方に関係することを意味する語であり、現行の「かかる」は「斯る」の義であるように思われるからである。 （国立大学） ○ 「係る状態」および「係る目標」は、「当該状態」・「当該目標」のほうが、意味合いは明確になるのではないか。 （大学基準協会） ○ 「係る状態」および「係る目標」は、「かくある」からきている表現なので、ひらがなのほうがよいのではないか。 （大学基準協会）	対応案：修正は行わない。	

	評価基準要綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	法科大学院評価基準要綱（案）の変更箇所
第 8 章	解釈指針 8－5－1－1 ○ 改訂するのであれば、「原則として年間 20 単位以下とする。これを超えるときは、年間 30 単位以下にとどめなければならない。」と表記してはどうか。改訂案の文言では「ただし」と書かれているが、本文の内容が「原則」として位置づけられていることが表記されていないため、内容上、原則と例外、つまり本文と但書との関係に立ってはいないようにみえる。 （大学基準協会）	対応案： 意見の趣旨を踏まえ、修正を施した。	解釈指針 8－5－1－1 各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間 20 単位以下にとどめられていることが望ましい。 ただし <u>なお</u> 、多くとも年間 30 単位以下であること。
第 9 章	解釈指針 9－2－3－1 ○ 「係る目標」ではなく「その目標」あるいは「当該目標」がよいのではないか。「係る」は「〇〇に係る」というように一定の相手方に関係することを意味する語であり、現行の「かかる」は「斯る」の義であるように思われるからである。 （国立大学） ○ 「係る状態」および「係る目標」は、「当該状態」・「当該目標」のほうが、意味合いは明確になるのではないか。 （大学基準協会） ○ 「係る状態」および「係る目標」は、「かくある」からきている表現なので、ひらがなのほうがよいのではないか。 （大学基準協会）	対応案： 修正は行わない。	
第 10 章	解釈指針 10－1－1－3 ○ 改訂の必要はないと考える。「十分なスペース」と「十分に面談することのできる」とでは、「十分な」という形容詞から「十分に」という副詞へと品詞が変わったために、求める内容が変わってしまっている。「十分に面談する」ということが何を意味しているのかその趣旨自体がきわめて曖昧になっているのではないか。むしろ改訂前の内容が望ましいと考える。 （大学基準協会）	対応案： 修正は行わない。	
	解釈指針 10－3－1－7 ○ 「効果を……上げる」ではなく「効果を……挙げる」がよいのではないか。「上げる」とすると、より高くすることを意味するように理解することも可能だからである。 （国立大学）	対応案： 修正は行わない。	

	評価基準要綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	法科大学院評価基準要綱（案）の変更箇所
Ⅲ 評価 の 組 織 と 方 法 等 2 評 価 の 方 法 等 2 4	○ 「……自己評価で……」ではなく「……自己評価において……」あるいは「……自己評価に際して……」がよいのではないか。 （国立大学） ○ 「自己評価で」とするよりは、「自己評価において」のほうが妥当ではないか。 （大学基準協会）	対応案：意見の趣旨を踏まえ、修正を施した。 対応案：修正は行わない。	機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。 評価結果の公表の際には、評価の透明性を図るため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価で<u>において</u>根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）を機構のウェブサイトに掲載する。
	○ 「……の透明性を図る……」ではなく「……の透明化を図る……」あるいは「……の透明性を確保する……」がよいのではないか。 （国立大学） ○ 「透明性を図る」は、「透明性を維持する」とするほうが適切ではないか。また、「透明化を図る」も一案となろう。 （大学基準協会） ○ 大学からの評価案への意見及び機構の対応については、「自己評価実施要綱」中の評価報告書イメージで評価報告書の一部として公表されることが間接的に示されているが、認証評価における評価プロセスの透明性を担保するため、「法科大学院評価基準要綱」において公表する旨明記願いたい。 【修正意見】 機構は、評価結果を評価報告書（<u>上記2－3の評価案に対する意見及び機構の対応を含む</u>）としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。 （国立大学） ○ 必ずしも賛成しない。当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書を公表するか否かに関しては、第一時的に、当該大学自体の判断を尊重すべきではないか。当該資料の公表は認証評価を受けた法科大学院がいわば重要な情報を開示することによって折角の工夫がむしろ模倣の材料となり、却って、法科大学院間での個性をなくすという意味で画一化を招く契機となることが懸念される。また8－5－3に定める「必要な資質及び能力を有する職員」の部分など、書き方によっては、個人情報保護とも抵触しかねないのではないか。 （大学基準協会）		

	評価基準要綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	法科大学院評価基準要綱（案）の変更箇所
Ⅲ 評価 の 組 織 と 方 法 等 7 情 報 公 開 7 2	○ 「～は除く」という文言が重複し、いわば二重否定になっているため、どのような文書を開示にあたり法科大学院等と協議するのかが明確でない。 文言によれば、自己評価書そのものについては、協議を要することなく開示することとなっている。したがって、この文言は、それ以外のもの、たとえば別添で提出された資料・データ等を開示する場合には当該法科大学院等と協議すると解釈できる。もしそうだとすれば、その旨が明確に分かる表現を用いるべきであるし、そうでないのだとすれば、誤解のない表現に改めるべきである。 （国立大学） ○ 改訂の必要性があるか否か、疑問である。上述の2－4では「当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書を……機構のウェブサイトに掲載する」と断定されており、「当該法科大学院との協議」は予定されていないようにみえるが、7－2では「当該法科大学院が作成する自己評価書……は除く」とされ、「原則として開示する」こととされておらず、また開示する場合には「当該法科大学院と協議するものとする」とされている。この両者の間には、掲載の有無と協議の有無との2点において取扱い上の整合性が維持されていない印象を受ける。 （大学基準協会） ○ 7－2だけ独立して見た場合、当該法科大学院等と協議するもの以外について、そもそも開示しないのか、協議をせずに開示するのかが判然としないので、表現の工夫が必要ではないか。 （大学基準協会）	対応案：2－4で公表するものについても、協議の対象とすることが適切であるため、該当部分については削除することとする。	機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。 ただし、法科大学院等から提出され、機構が保有することとなった法人文書（当該法科大学院が作成する自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）は除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院等と協議するものとする。
	○ 「……の透明性を図る……」ではなく「……の透明化を図る……」あるいは「……の透明性を確保する……」がよいのではないか。 （国立大学） ○ 「……自己評価で……」ではなく「……自己評価において……」あるいは「……自己評価に際して……」がよいのではないか。 （国立大学） ○ 「自己評価で」とするよりは、「自己評価において」のほうが妥当ではないか。 （大学基準協会）		